

令和4年3月30日

新型コロナウイルス対応における講義室貸付に関する取扱いについて

学会や試験等、外部機関が主催する集合形式での活動を目的とする講義室の使用については、貸付の申し出があった講義室を管理する各部局にて貸付可能であると判断された場合において、「新型コロナウイルス感染症における静岡大学活動指針」に規定する状況に応じて以下のとおりとする。

なお、本通知は外部機関に対する本学講義室の貸付のみを対象とし、体育施設の貸付および学生による課外活動はこれに含まれないものとする。

【レベル1～レベル2】

下記留意事項について、貸付を受けようとする者の責任でこれを遵守する条件で貸付を許可する。

また、貸付を受けようとする者は、「不動産臨時使用許可申請書」と併せて「不動産貸付許可の申請に伴う新型コロナウイルス感染防止対策実施計画書」を提出する。なお、当該計画書の記載内容について本学不動産管理役が適当であると判断したもののみ貸付を許可する。

《外部機関による本学講義室を使用した催物開催に関する留意事項》

政府が策定する「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」、静岡県が策定する「静岡県新型コロナウイルス警戒レベル」並びに、業種毎に策定される感染拡大予防ガイドライン等に基づく適切な感染防止策が講じられることを前提に、以下のとおりとする

1. 催物の参加人数は、主催者・参加者合わせて1000名以下とする。
2. 催物の主催者は、参加者に各自で検温を実施するよう要請し、発熱や咳など風邪の症状が見られる者がいた場合は、その者の参加を取りやめること。
また、催物の主催者は、参加者にマスクの着用や、感染防止対策（手洗い、咳エチケット、うがい等）を実行するよう要請すること。
3. 教室の窓や扉を開放し、換気を行い、教室が密閉空間になることを避けること。天候等により常時開放することが困難な場合でも、定期的に換気を行うこと。また、空気がこもりやすい建物については、廊下等の共用部分の換気にも努めること。

4. グループワークやディベート等により互いに会話をする場面がある場合には、マスクを着用した上で会話をしたり、離れた距離で会話したり、真正面に向かい合わないようにするなどにより、間近での会話や発声をする密接場面にならないようにすること。
5. 1つの部屋の人員数・座席配置については、各講義室の従来の収容定員以下とし、詳細については教室を管理している各部局の指示に従うこと。また、「不動産貸付許可の申請に伴う新型コロナウイルス感染防止対策実施計画書」と併せて、当日の座席配置を記載した座席表を提出すること。※1
6. 催物の主催者の責任で使用前後の消毒・清掃を確実に実施すること。また、消毒・清掃が実行されたことを証明する書類として、本学が指定する「消毒・清掃完了報告書」または委託業者による「業務完了報告書」を提出すること。
7. 催物の主催者は、催物の参加者名簿を作成して連絡先等を把握しておくとともに、接触確認アプリの活用等について参加者に周知すること。
8. 本学の施設を使用した催物にて感染者が発生した場合は、催物の主催者は、速やかに本学に報告すること。
9. 施設の使用後又は使用後に参加者等に感染者が発生したことが判明した場合には、保健所及び本学の指示に従い、催物の主催者の負担で、施設の消毒・清掃を実施すること。

※1 講義室の収容人数や座席間隔について、貸付を受けようとする者と事前に連絡調整する業務は、各部局が担当すること。申請後、貸与する講義室の収容定員に対する使用者数や座席間隔について確認する業務は、財務課財産管理係が担当すること。

※2 「不動産貸付許可の申請に伴う新型コロナウイルス感染防止対策実施計画書」と、「消毒・清掃完了報告書」または「業務完了報告書」の内容の照合は、財務課財産管理係が担当すること。現地で実際に消毒・清掃が行われたかの確認は、各部局が担当すること。

【レベル3～レベル5】

集合形式による行事の実施を目的とした講義室貸付は行わないものとする。既に使用を許可したものについても、新型コロナウイルス感染拡大を防止する観点から、それを取り消すことがある。

なお、既に貸付を許可した場合であっても、下記の事由によりこれを取り消すことがあることについて了承した者でなければ、その申請を受理しないものとする。

1. 政府・地方自治体による緊急事態宣言またはまん延防止等重点措置の発令、「新型コロナウイルス感染症における静岡大学活動指針」が示すレベルの変化等により、貸付許可を取り消す場合がある。
2. 本学学内で感染者が出た際に、当該感染者が利用した教室が消毒・清掃等により当面の間使用不可になる場合がある。

上記事由により貸付を取り消した場合には、既に受領した施設使用料は返還するものとするが、その他の損害については、その責を負わないものとする。